

別表第 1

補助対象住宅

次の掲げる事項の全てに該当するもの

- ・ 市内に存じる居住している住宅である
- ・ 瓦屋根が令和 3 年 1 2 月 3 1 日までにふかれたもの
- ・ 建築基準法の規定に著しく違反していない
- ・ 当該住宅に対して、過去に本補助金等の交付及び他事業等において瓦屋根に対し補助を受けていない。

耐風診断支援事業

補助要件	瓦屋根について，診断者が実施する
補助対象経費	次に掲げる経費 ① 補助要件に要する費用 ② 上記に掲げるもののほか，市長が特に認めた関連費用
補助額	次に掲げる事項のいずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額 ① 補助対象経費の額 ② 31,500 円
補助限度額	1 棟あたり 21,000 円

耐風改修工事支援事業

補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 耐風診断で告示基準に適合していない住宅と判定されたもの。ただし，瓦屋根が強風等で被災し，明らかに告示基準に適合していないと市長が特に認める場合はこの限りでない。 ② 瓦屋根の全面を次に掲げる事項のいずれかに適合する屋根に改修するもの ア 告示基準に適合する緊結方法による イ 平成 1 2 年 5 月 3 1 日建設省告示第 1 4 5 8 号の構造計算方法により安全性が確かめられた緊結方法による ③ 施工業者が実施すること
補助対象経費	次に掲げる経費 ① 補助要件に要する費用 ② 上記に掲げるもののほか，市長が特に認めた関連費用
補助額	次に掲げる事項のいずれか少ない額の 2 3 % 以内の額 ① 補助対象経費の額 ② 対象となる屋根面積に 1 m ² あたり 24,000 円を乗じた額
補助限度額	1 棟あたり 552,000 円

別表第 2

耐風診断支援事業・耐風改修支援事業	
補助対象外 経費	<ul style="list-style-type: none">・この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められていない経費・上記に掲げるもののほか、対象経費と認められない経費